○防衛省告示第百四十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年七月二十一日　防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年七月二十八日（予備、同月二十九日）の〇七〇〇から一九〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年七月二十一日　防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年七月二十八日（予備、同月二十九日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年七月二十一日　防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年七月二十八日から同月三十日（予備、同月三十一日）の毎日〇七〇〇から一九三〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○沖縄総合事務局告示第二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年七月二十一日

沖縄総合事務局長　河合　正保

その関係図面は、平成二十七年七月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名　供用の区間　図面縦覧場所

三百二十九号　沖縄県島尻郡南風原町字新川崎山原一三七番一から那覇市字真地上原二一六番一七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年七月二十一日

国会事項

衆議院

議案送付

七月十六日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案

議案通知

七月十六日次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。

自衛隊法等の一部を改正する法律案（江田憲司外四名提出）

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案（江田憲司外四名提出）

質問書提出

七月十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

生活保護受給者等に住居と生活支援サービスを提供する事業者を適正化する法整備に関する質問主意書（初鹿明博提出）

水泳授業時の紫外線対策に関する質問主意書（初鹿明博提出）

参議院

議案受領

七月十六日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（閣法第七二号）

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（閣法第七三号）

議案送付（予備審査）

七月十六日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案（羽田雄一郎外五名発議）

通知書受領

七月十六日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

自衛隊法等の一部を改正する法律案（江田憲司外四名提出）

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案（江田憲司外四名提出）

質問主意書提出

七月十六日議員から次の質問主意書が提出された。

自転車走行中の片耳イヤホン装着に関する質問主意書（小西洋之提出）（第二〇八号）

国立国会図書館

辞令

石﨑　孟　植村　八潮　江上　節子
遠藤　薫　相賀　昌宏　角川　歷彦
斎藤　誠　齊藤　正明　白石興二郎
永江　朗　中山　信弘　根本　彰
野原佐和子　福井　健策　藤井　武彦

納本制度審議会委員を委嘱する（各通）

佐々木隆一　三瓶　徹　樋口　清一

納本制度審議会専門委員を委嘱する（各通）（以上七月一日）

人事異動

内閣

（最高検察庁検事）検事　大塲亮太郎

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房法曹養成制度改革推進室長を免ずる

（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　堺井　啓公

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に併任する

（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　長谷川和宏

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房東京オリンピック競技大会推進本部事務局参事官を命ずる